

「指定生活介護事業」 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人ジェイエー長野会 佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家（以下「事業所」といいます。）は、利用者に対し提供する指定生活介護事業について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第2条 （契約期間）

この契約の期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までとします。

2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について介護給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに利用者から本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、または、第17条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

第3条 （個別支援計画）

サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

- 2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。
- 3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

第4条 （サービス内容）

事業所は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。なお、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

- 2 サービス提供は、事業所の生活支援員、看護職員等の従事者が当たります。
- 3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。
- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。
- 5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上（休日を除く）連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

第5条 （利用料金）

利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額。但し軽減等の適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費等については、事業所が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

- 2 事業所は、利用者が介護給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。
- 3 事業所は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

第6条 （利用料の支払い方法）

利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月10日までに送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月21日までに支払います。
- 4 事業所は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第7条 （生産活動と工賃の支払）

事業所は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会の提供します。

- 2 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
- 3 生産活動に従事する者の作業時間、作業量が利用者にとって過重な負担とならないように配慮します。
- 4 生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備など安全に配慮して行います。
- 5 事業所は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者に支払います。

第8条 （他のサービス提供者との連携）

事業所は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

第9条 （相談及び援助）

事業所は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

第10条 （健康管理）

事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じ

ます。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

第 11 条 （安全配慮義務）

事業所は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

第 12 条 （緊急時の援助）

事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

第 13 条 （身体拘束の禁止）

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第 14 条 （虐待防止のための措置）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

第 15 条 （秘密の保持）

事業所は、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持します。

- 2 事業所の職員であった者について、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

- 3 事業所は、他の指定障害サービス事業所等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

第 16 条 （苦情解決）

利用者及びその家族は、事業所が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。または、「重要事項説明書」に記載された運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業所は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要

性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

3 事業所は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

第17条 (契約の終了)

利用者は、指定生活介護の利用の契約を終了する場合は文書で事業所に通知することにより本契約を解除することができます。また、事業所もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

- (1) 事業所若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- (2) 事業所が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合
- (3) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

2 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、理由を示した文書で通知することにより本契約を解除することができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し期間を定め再三催告にもかかわらず支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者が本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (5) 利用者が死亡した場合。
- (6) 利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

第18条 (損害賠償)

事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者及び県、関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業所の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

第19条 (身元保証人)

事業所は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者の責により事業所に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

第 20 条（協議事項）

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は障害者総合支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所名 社会福祉法人ジェイエー長野会
佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家
事業所住所 長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬 2643 番地
代表者氏名 事業所長 友 野 裕 行 印

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

T E L _____

代理人住所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 ジェイエー長野会
所 在 地	長野県長野市南長野北石堂町 1177-3 JA 長野県ビル
電 話 番 号	0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 3 3
代表者氏名	理事長 上原 孝義
設 立 年 月	平成 6 年 4 月

2. 利用施設

事業所の種類	多機能型（生活介護・就労継続支援B型） 平成 23 年 4 月 1 日
事業所の名称	佐久穂町障害者福祉施設・陽だまりの家
事業所の所在地	南佐久郡佐久穂町大字海瀬 2643 番地
連 絡 先	電話番号 0 2 6 7 - 7 8 - 3 6 2 0 F A X 0 2 6 7 - 7 8 - 3 7 6 0
管 理 者	事業所長 友野 裕行
サービス管理責任者	柳澤 ゆかり
サービスの実施地域	佐久穂町およびその周辺市町村
主たる対象者	総合支援法における利用対象者
定 員	生活介護 10 名・就労継続支援 B 型 30 名
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適性かつ効果的に行う。
運営方針	関係法令を遵守し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建 物	構 造	木造平屋建て（耐火建築物）（耐震構造）
	延べ床面積	5 6 2 . 6 9 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練・作業室	3 室	一部就労継続 B 型共有
相談室	1 室	就労継続 B 型共有
洗面所	4 箇所	トイレ等以外に食堂に 4 台有（就労継続 B 型共有）
便 所	3 箇所	男子・女子・障害者用トイレ（就労継続 B 型共有）
風呂場	1 室	一般浴槽
食 堂	1 箇所	就労継続 B 型共有
医務室・静養室	1 箇所	就労継続 B 型共有

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤		非常勤		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			一体的管理の他事業と兼務
サービス管理責任者	1		1			就労継続 B 型兼務
生活支援員	8		7		1	就労継続 B 型兼務
看護師	1				1	就労継続 B 型兼務
相談支援専門員	1		1			就労継続 B 型兼務
医 師	1				1	就労継続 B 型兼務
事務職員	1				1	一体的管理の他事業と兼務

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 営業時間及び営業日

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
相談支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
事務職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び夏季休暇 8 月 13 日～16 日・

年末年始休暇 12 月 29 日～1 月 3 日の間は休業）

時 間：8：00～17：30 まで（開所時間）

8：30～16：30 まで（提供時間）

但し、午前 8：00 から午後 5 時 30 分までの中で延長利用出来るものとする。

＊土曜・日曜・祝日の一部は営業の場合があります。その場合、当該月の前月までにご案内させていただきます。

7. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	食事に関する援助を行います。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さに注意を払います。 季節による衣替え等の援助を行います。
活動支援	地域行事への参加促進。 創作的及び生産的な活動を支援します。
健康管理	嘱託医師と連携し、健康管理に努めます。 常時は、看護師等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。
延長支援加算	午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分の間で 8 時間を越えた場合は延長支援加算をいただきます。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金 額
材 料 費	創作・生産活動の経費	実 費
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 ○日用品 ○保健衛生品 ○教養娯楽費	実 費

健康診断 インフルエンザ予防接種 等	一般検診 成人病検診 インフルエンザ予防接種	実 費
--------------------------	---------------------------	-----

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

8. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業所が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「7. サービス提供の内容(2) 介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、ご請求のあった当月の 21 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア) 下記指定口座への振込み

佐久浅間農協 佐久穂支所 普通預金 0 0 1 2 5 7 4

(イ) 当事業所窓口での現金支払い

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ 医療機関	医療機関名： _____ 主治医： _____ 診療科： _____ 電話番号： _____ 所在地： _____
緊急連絡先①	住所： _____ 電話番号 _____ 氏名： _____ 続柄： _____
緊急連絡先②	住所： _____ 電話番号 _____ 氏名： _____ 続柄： _____

1 1. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 相談支援事業：出浦 淳一 ・責任者 事業所長：友野 裕行 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0267-78-3620 ・FAX 0267-78-3760 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
佐久穂町役場 健康福祉課福祉係	・所在地：南佐久郡佐久穂町高野町569 ・電話番号：0267-86-2528
長野県 福祉サービス 運営適正化委員会	・所在地：長野市中御所岡田98-1 ・電話番号：026-226-2210 ・FAX：026-228-0130

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 相談支援事業：出浦 淳一 ・責任者 事業所長：友野 裕行 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0267-78-3620 ・FAX 0267-78-3760
------------------	--

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	佐久穂町立 千曲病院		
医 院 長 名	院長：植竹 智義 嘱託医：大澤 明彦		
所 在 地	南佐久郡佐久穂町大字高野町328		
電 話 番 号	0267-86-2360		
診 療 科	内科・外科・小児科等	入 院 設 備	有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

1 3. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・消火器 有 ・屋内防火栓 無 ・スプリンクラー 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：令和 6 年 4 月 防火管理者：友野裕行

1 4. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	建物内禁煙です。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス（生活介護）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人ジェイエー長野会

佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家

説明者職名： サービス管理責任者 氏名 柳 澤 ゆ か り

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス（生活介護）の提供及
び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所： _____

氏 名： _____ 印 _____

代理人住所： _____

氏 名： _____ 印 _____

続 柄： _____

(別紙 1)

個人情報使用同意書

私自身及び家族の個人情報については、サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される事業所内におけるサービス会議、他の事業所との私の利用するサービスに係る連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

社会福祉法人ジェイエー長野会
佐久穂町障害者福祉施設
陽だまりの家事業所

事業所長 友野 裕行 様

令和 年 月 日

利用者住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人住所 _____

続柄 _____

氏名 _____ 印 _____